第五十一条の六中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第三十条の六第一項の規定による命令に違反したとき。

三　第三十五条の二の八第一項の規定による命令に違反したとき。

第五十二条中「、その」を「、当該」に改める。

第五十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第三十条第三項」を「第三十条第四項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第三十条第一項若しくは第二項、第三十条の二の三第一項から第三項まで若しくは第五項」を「第三十条第三項、第三十条の二の三第四項若しくは第六項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第三十条の二の三第四項」を「第三十条第一項若しくは第二項又は第三十条の二の三第一項から第三項まで若しくは第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第三十条の五の五第三項又は第三十五条の二の四第三項の規定に違反して算定に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつたとき。

第五十三条の二中「、その」を「、当該」に改め、「登録包括信用購入あつせん業者」の下に「、登録少額包括信用購入あつせん業者」を加え、同条第一号中「第三十三条の三第一項」の下に「、第三十五条の二の十三第一項」を加える。

第五十三条の三中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改める。

第五十五条第三号中「、第三十五条」の下に「（第三十五条の三において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（包括信用購入あっせん関係受領契約に関する情報の提供等に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の割賦販売法（以下「新法」という。）第三十条の二の三第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する同条第一項に規定する包括信用購入あっせん関係受領契約について適用し、施行日前に締結したこの法律による改正前の割賦販売法（以下「旧法」という。）第三十条の二の三第一項に規定する包括信用購入あっせん関係受領契約についての書面の交付については、なお従前の例による。

２　新法第三十条の二の三第六項の規定は、施行日以後に締結する同条第五項に規定する契約について適用し、施行日前に締結した旧法第三十条の二の三第四項に規定する契約についての書面の交付については、なお従前の例による。

（包括信用購入あっせん関係受領契約に係る契約の解除等の制限に関する経過措置）

第三条　新法第三十条の二の四第一項の規定は、施行日以後に締結する新法第三十条の二の三第一項に規定する包括信用購入あっせん関係受領契約について適用し、施行日前に締結した旧法第三十条の二の三第一項に規定する包括信用購入あっせん関係受領契約についての催告については、なお従前の例による。

（カード等の交付等の禁止の廃止に関する経過措置）

第四条　旧法第三十四条第一項の規定による命令は、新法の規定の適用については、新法第三十四条の二第二項の規定による命令であって新法第二条第三項第一号に規定するカード等を交付し又は付与してはならない旨の命令を含むものとみなす。

２　旧法第三十四条の二第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による登録の取消しは、新法の規定の適用については、新法第三十四条の二第一項の規定による登録の取消しとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百十八号㈥を同号㈦とし、同号㈢から㈤までを同号㈣から㈥までとし、同号㈡の次に次のように加える。

㈢　割賦販売法第三十五条の二の三第一項（登録）の登録少額包括信用購入あつせん業者の登録	登録件数一件につき十五万円

政　令

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

政令第百九十七号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「十人」を「九人」に改める。

附　則

この政令は、令和二年七月一日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三